

墓地等の経営の許可等に関する審査基準の改正の要旨

1 趣旨

令和5年4月1日の機構改革に伴い、健康福祉局生活衛生課は医療局生活衛生課に移管されるため、審査基準中の所管局の表示を「健康福祉局」から「医療局」に改めました。

2 改正する規則等の名称

審査基準

3 意見公募を実施しなかった旨及び理由

横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号イに該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

4 審査基準の施行日

令和5年4月1日